

「オンライン利用促進対象手続」について

2005年(平成17年)8月24日
CIO連絡会議事務局

「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)では、「各府省において、年間申請件数の多い(年間申請件数10万件以上)手続、企業が行う頻度の高い手続、オンライン利用に関する企業ニーズの高い手続等を『オンライン利用促進対象手続』として定め、各手続ごとに、費用対効果や利用促進の誘引策等も勘案しつつ、利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善、業務の効率化による実費の手数料への適切な反映や添付書類を含め手続そのものの簡素化・合理化の徹底、処理期間の短縮等の具体的利用促進措置とその実施期限、利用率の目標等を定めた行動計画(アクション・プラン)を平成17年度末までのできる限り早期に策定し、公表する」とされている。

また、「IT政策パッケージ-2005」(平成17年2月24日IT戦略本部決定)においても、「年間申請件数の多い(年間申請件数10万件以上)手続、企業が行う頻度の高い手続及びオンライン利用に関する企業ニーズの高い手続等を、2005年7月末までにオンライン利用促進対象手続として定め、「今後の行政改革の方針」に基づき、利用促進のための行動計画を2005年度末までのできる限り早期に策定し、公表する」とされている。

このため、「オンライン利用促進対象手続」を別紙のとおり確定し、本年7月29日、公表した。

なお、今後は、「オンライン利用促進対象手続(案)」に関する意見も踏まえ、本年度中に「オンライン利用促進のための行動計画」を策定する予定である。